

# 申請にあたってのご注意

◆鳥取県で申請できるのは、日本国籍を有し、原則として鳥取県内に現住所（住民登録）のある方です。

## 1 未成年者等の申請について

- ◆未成年者または成年被後見人の方は、申請書裏面の「法定代理人署名」欄に親権者（父・母）または後見人の署名が必要です。（署名された親権者または後見人が確認できる戸籍をお持ちください。）
- ◆親権者または後見人が遠隔地に在住しているため申請書に直接署名できない場合は、「旅券申請同意書」に署名をして郵送してもらってください。「旅券申請同意書」の書式は、旅券窓口に設置しているほか、鳥取県ホームページから様式ファイル（PDF形式）をダウンロードして印刷することができます。なお、ダウンロードして印刷する場合は、必ず鳥取県ホームページからダウンロードしたものを使用してください。

## 2 居所申請について（鳥取県以外に住民登録があり、鳥取県内に居所がある方）

- ◆一時帰国者や鳥取県以外に住民登録をしている学生、船員、長期出張者等の方は、鳥取県で申請できる場合があります。ただし、一定の条件を満たしていない場合や、特別に提示・提出する必要のある書類等が揃えられない場合には、申請を受付できません。事前に、必ず旅券窓口にお問合せください。
- ◆代理提出はできません。
- ◆住民票が必要です。（住民基本台帳ネットワークシステムが利用できないため。）

## 3 その他

- ◆旅券の有効期間内に切替申請ができるのは次の①～⑤です。
  - ① 残りの有効期間が1年未満になった場合
  - ② 査証欄の余白が少なくなった場合
  - ③ 氏名・本籍に変更が生じた場合
  - ④ 有効な旅券を損傷した場合（破損の程度により手続きが異なります。事前に御相談ください。）
  - ⑤ ICチップが破損したことにより不都合が生じた場合
- ◆「刑罰等関係」に該当する方は、申請に先だって書類や手続きが別途必要となりますので、必ず事前に旅券窓口にお問合せください。
- ◆査証（ビザ）については、日本にある渡航先国の大使館または領事館に直接お問合せください。
- ◆有効な旅券を不注意・盗難等により紛失したり、焼失した場合は、旅券名義人本人が「紛失（焼失）届出」をする必要があります。事前に必ず本人が旅券窓口にお問合せください。
- ◆境港市、日野郡内の窓口で、市・町民以外の方が申請する場合は、住民票が必要です。なお、市・町窓口で「広域交付住民票」を発行することも出来ます。
- ◆電子申請の方法は、外務省のホームページをご確認ください。（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/index.html>）



## 4 旅券の受取について

- ◆申請した旅券は必ずお受取りください。発行日から6か月以内に受取りに来られないと、次回申請時に手数料が高くなる場合があります。
- ◆旅券の受取は、年齢に関係なく必ず旅券名義人がお越しください。（代理人では受取できません。）
- ◆旅券は原則として申請した旅券窓口での受取となります。
- ◆旅券の受取は、申請が受理された日\*から数え、閉庁日（土・日・祝日・年末年始）を除いて、県庁窓口で7日目、中部・西部・境港市・日野郡内町窓口で9日目です。（※窓口に必要な書類（再提出が必要となった写真・書類を含む）が揃った日。）
- ◆受取の際には、次の手数料が必要です。（鳥取県手数料の納付方法は申請の際に御案内します。）

旅券の種類	年齢	収入印紙	鳥取県手数料	合計
10年間有効旅券	18歳以上	14,000円	2,300円 (1,900円)	16,300円 (15,900円)
5年間有効旅券	12歳以上	9,000円	2,300円 (1,900円)	11,300円 (10,900円)
	12歳未満	4,000円	2,300円 (1,900円)	6,300円 (5,900円)

- 〔注意〕・（ ）内は電子申請の場合の手数料です。  
 ・年齢は誕生日の1日前に1歳加算されます。
- 例
- ・4月5日で12歳になる方 → 4月4日から「12歳以上」としての手数料が必要。
  - ・4月5日で18歳になる方 → 4月4日から「18歳以上」として、10年旅券を選択できる。

（※）年齢は、「年齢計算に関する法律」（明治35年法律第50号）により決まります。この法律によれば、年齢は誕生日の前日に1歳加算され、12回目の誕生日の前日に12歳となります。このため、12歳未満の手数料は、12回目の誕生日の前々日までに申請を行った方に対し適用されます。

## 5 鳥取県の旅券窓口

窓口	所在地	電話番号	受付時間
県庁旅券窓口 (県庁本庁舎1階)	鳥取市東町一丁目220番地	0857-26-7080	申請 受理
	県庁旅券窓口		月～金曜日 8:30～18:30 月～金曜日 8:30～18:30 日曜日 8:30～17:00
西部旅券窓口 (西部総合事務所3号館1階)	米子市稚町一丁目160番地	0859-31-9797	申請 受理
	鳥取県西部総合事務所 米子パスポートセンター		月～金曜日 8:30～17:00 月～金曜日 8:30～18:30 日曜日 8:30～17:00
中部旅券窓口 (中部総合事務所別館)	倉吉市東巖城町2番地	0858-23-3113	申請 受理
	鳥取県中部総合事務所 中部パスポートセンター		月～金曜日 8:30～17:00 月～金曜日 8:30～18:30
境港市役所 市民課	境港市上道町3000番地	0859-47-1033	申請・受理 月～金曜日 8:30～17:15
日南町役場 住民課	日野郡日南町霞800番地	0859-82-1112	申請・受理 月～金曜日 8:15～17:00
日野町役場 住民課	日野郡日野町根雨101番地	0859-72-0333	申請 受理 月～金曜日 8:30～17:15
江府町役場 住民生活課	日野郡江府町江尾1717番地1	0859-75-3223	

○土曜日、日曜日、祝日、年末・年始（12月29日～1月3日）は休みです。  
 ○県庁・西部窓口では、年末年始以外の日曜日は交付のみ行います。（日曜日が祝日と重なった場合も行います。）

# 旅券（パスポート）申請のごあんない

折り曲げたり汚れたりした申請書は受付できません!!

窓口での申請に必要な書類（下記の書類をすべてをご用意ください。コピーでは受付できません）

令和7年3月現在

- 1 一般旅券発給申請書 …1通  
(5年旅券と10年旅券では申請書が違います)
- 2 戸籍謄本（全部事項証明書） …1通  
(申請日前6ヶ月以内に発行されたもの)
- 3 写真 …1枚  
(申請日前6ヶ月以内に撮影されたもの)

\*黒又は青のボールペンで、裏面の記入例を参照して正確に記入してください。（油性ボールペンを推奨）  
 \*申請時に18歳以上の方は、5年旅券・10年旅券のいずれかを選択してください。  
 \*申請時に18歳未満の方は、5年旅券に限ります。  
 \*申請書は、全国共通です。  
 \*令和5年3月以降に改正された様式をご利用ください。古い様式は使えませんのでご注意ください。

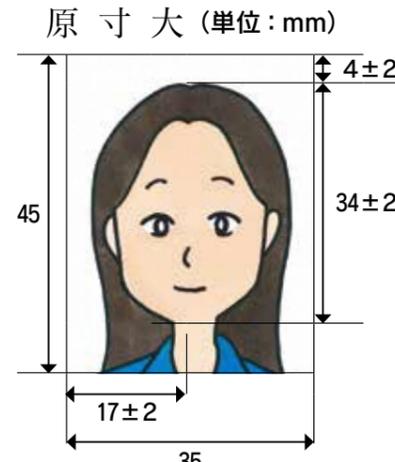
\*残りの有効期間が1年未満、または有効期間内に査証欄の余白がなくなった場合の切替えて、氏名・本籍地の都道府県名に変更のない方は省略することができます。ただし、一時帰国者、外国姓等非ヘボン式ローマ字表記または別名併記希望者、未成年者で親権者の確認が必要な場合、成年被後見人で後見人の確認が必要な場合は省略できません。  
 \*2枚以上になっている場合はすべて持参してください。  
 \*同一戸籍の方々が同時に申請する場合は戸籍謄本1通でも結構です。  
 \*戸籍抄本は受付られませんのでご注意ください。

**提出された写真がそのまま転写され、旅券（パスポート）が作成されます。海外渡航にあたり、自分自身を証明する大変重要なものです。規格を満たした鮮明な写真を申請書に貼らずに持参してください。**  
 紙申請の場合はできる限り専門の写真館での撮影をおすすめしています。

〔注意〕規格に合わないもの等、不適当な写真は撮り直していただくことになります。

【不適当な写真の例】（鳥取県交流推進課のホームページに詳しく説明しています。）

- 肌を白く見せる機能やマスキング（縁取り）、その他の機能を用いて、画像処理を施したもの
- 汚れや傷のついたもの、また、ドット（網状の点）やジャギー（階段状のギザギザ）、インクのにじみ等、品質に乱れがあるもの（家庭用デジタルカメラ、スマートフォンでの写真は撮り直していただくことがあります。）
- カラーコンタクト等、色付きのメガネ、極端に目立つ髪飾り、アクセサリー等を付けているもの
- 顔や首が隠れているもの（大きく立った襟やマフラー、極端に目立つヘアバンド等）
- 瞳が欠けているように見えるもの（照明等により瞳の端に光が写ることがあります。）



- 眼鏡を外した写真を推奨します。
- 背景は白色を推奨します。
- ふちなしで、上図指定規格を満たしたもの
- 色は白黒、カラーいずれでも可
- 正面向きで、無帽、無背景（影が写っていないもの）
- 乳幼児の写真についてはお問合せください。

## 4 申請者本人の確認書類（現在有効な原本（コピーは不可））

- 1つでよいもの
- ◆日本国旅券（失効後6ヶ月以内のものを含む）
  - ◆個人番号カード（マイナンバーカード。写真付き住民基本台帳カードを含む。）
  - ◆運転免許証◆船員手帳
  - ◆海技免状◆小型船舶操縦免許証◆猟銃・空気銃所持許可証◆戦傷病者手帳◆宅地建物取引士証
  - ◆電気工事士免状◆無線従事者免許証◆写真付き身体障害者手帳（写真張替え防止、カード式可）
  - ◆運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）◆写真付き官公庁職員身分証明書

●上のものがない方は次のなかのいずれか2つをお持ちください。（①+②または①+④の2点 ③欄から2つは不可）

- 2ついるもの
- ① ◎資格確認書（国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度\*）◎介護保険被保険者証◎国民年金手帳◎基礎年金番号通知書
  - ◎年金証書（国民年金、厚生年金保険、船員保険）◎印鑑登録証明書（申請日前6ヶ月以内に発行のもの）と登録印のセット◎国民健康保険高齢者受給者証（国民健康保険証とのセットでの提示は認めない）
  - ◎（乳幼児のみ適用）特別医療費受給資格証または母子手帳（いずれも資格確認書（健康保険に限る。）とセット）
  - ◎（小学生のみ適用）特別医療費受給資格証と資格確認書（健康保険に限る。）のセット
  - ※経過措置として有効とされる国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは後期高齢者医療の被保険者証又は共済組合員証を含む。
  - ② ○学生証（在学証明書・在園証明書でも可）○失効した日本国旅券（失効後6ヶ月を過ぎたもの）
  - ③ ○公の機関が発行した資格証明書・会社の身分証明書（氏名・写真・生年月日のあるもの）

## 5 前回の旅券（パスポート）

- \*以前に旅券（パスポート）を取得された方は提示してください。
  - \*有効期間中の旅券（パスポート）をお持ちの方はその旅券（パスポート）を提示されないと受付できません。
  - \*申請時に確認後一度お返しします。旅券受取時に必ず再度持参してください。
- 忘れた場合は受取りできません。**

## 代理提出について（紛失一般旅券等届出、刑罰等関係、居所申請に該当する場合は代理提出が認められません。）

- \*申請者本人に代わって代理人が申請書類を提出することができます。申請書はあらかじめ申請者本人が記入してください。代理提出の場合は、次の書類が必要です。
- 申請者本人の必要書類（上記「申請に必要な書類」の1～5）
- 申請書裏面の「申請書類等提出委任申出書」特に、申請書の4ヶ所（裏面参照）は、申請者本人が記入されていないと受付できませんのでご注意ください。
- 代理人の本人確認書類も必要です。（上記の「4 申請者本人の確認書類」の中から1つ。2ついるもの場合は2つ）

# 記入例 と ご注意

- 申請書は5年用と10年用があります。(記入例は5年用です)
- 申請書は黒又は青のボールペンで太枠内をていねいに記入してください。
- 申請書は折れたり、汚れたりしたものは受付できません。
- 記入ミスをした場合は、二本線で消して訂正してください。ただし「所持人自署」欄は訂正できません。

## 《所持人自署》

申請者が海外で使用  
する署名(サイン)とし  
て、そのまま旅券に転  
写されます。**必ず本人  
が署名してください。**

〈例〉  
漢字で書く場合

山田広次

ローマ字で書く場合

Koji Yamada

幼児等がひらがなで書く場合

やまだいぢろう

※他人が模写しやすい字体  
(カタカナ、ローマ字の大  
文字活字等)は避けてく  
ださい。

※所持人自署欄は訂正でき  
ませんので、間違えたり重  
ね書きしたりした場合は、  
新しい申請書に書き直し  
てください。

〈例〉子(山田一郎)の所持人自署を  
父(山田広次)が代筆する場合

山田一郎  
山田広次(父)代筆

Shiro Yamada  
by K. YAMADA (FATHER)

※障害をお持ちの方で署名が  
困難な場合は事前に窓口  
にお尋ねください。

署名としてよくない例

×枠からはみ出たもの  
山田広次

×署名をなぞったもの  
山田広次

×インクが薄かったり  
かすれたもの  
山田広次

### 一般旅券発給申請書 (5年用)

(18歳未満の申請者又は18歳以上で有効期間が5年の一般旅券を希望する申請者用)

受理年月日	年 月 日	受理番号	年 月 日
窓口記入欄	年 月 日	区分	1 該当なし 2 二重発給 3 訂正新規 4 切替新規 5 入力あり 6 裏面あり
有効期間	年 月 日	発行年月日	年 月 日
旅券番号	年 月 日	交付年月日	年 月 日
旅券番号	年 月 日	旅券番号	年 月 日

氏名 (左詰めで記入)  
姓 (戸籍に記載のとおり、かき書体で記入してください) 名  
山田 広次  
姓 YAMADA 名 KOJI  
姓 YAMADA 名 KOJI

住所 (市区部以下を記入してください)  
鳥取県 鳥取市東町一丁目20  
鳥取県 鳥取市東町一丁目20

生年月日 (年月日) 400409  
性別 男

旅券番号 MR1234583 発行年月日 20020609  
西暦で記入

所持人自署 (この署名は旅券にそのまま転写されます)  
山田広次

現住所 (住民票に記載の住所)  
〒680-1170 鳥取市北町三丁目10番地1号  
電話 0857 (26) 7080  
携帯 090 0000 4444  
メールアドレス yamada@0000.com

勤務先 (勤務先など日中の連絡先)  
電話 0857 (26) 7124

住所 同上  
氏名 山田達朗 申請者との関係 父 電話 0858 (23) 3113

刑罰関係  
1. 外国で入国拒否、退去命令又は処罰されたことがありますか。 はい  いいえ   
2. 現在日本国法令により起訴され、判決確定前の状態ですか。 はい  いいえ   
3. 現在日本国法令により、仮釈放、刑の執行停止又は執行猶予の処分を受けていますか。 また刑の執行を受けなければならぬ状態にありますか。 はい  いいえ   
4. 旅券法違反で有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい  いいえ   
5. 日本国旅券や渡航書を偽造したり、又は日本国旅券や渡航書として偽造された文書を使用して(未遂を含む)、日本国刑法により、有罪となり、判決が確定したことがありますか。 はい  いいえ   
6. 国の援助等を必要とする帰国者に関する領事官の職務等に関する法律を適用され外国から帰国したことがありますか。 はい  いいえ

外国籍の有無  
現在外国の国籍を有していますか。(※該当する枠内に✓印を記入してください) はい  いいえ   
どの国の国籍ですか。 取得年月日 年 月 日  
どの方法で取得しましたか。 外国籍の父又は母の子として出生   
外国での出生   
外国人との婚姻又は養子縁組   
帰化申請又は国籍取得届出

外務省 03 13条 10 別名併記 14 暦外確認 0A 別入 0C 解除 0E 職権 0H 特例1 0K 特例3  
コード欄 04 対立地域 11 非ヘボン 15 暦外表示 0B 失効 0D その他訂正 0G 再作成 0J 特例2  
官庁コード

(別記第2号様式) 裏面も記入してください 用紙の大きさはA4

(表面) (裏面)  
この四ヶ所は申請者本人が必ず記入してください。

ヘボン式ローマ字で大文字活字で記入してください。  
戸籍どおりにかき書体で正確に記入してください。  
住所は番地まで記入してください。  
「ある」「ない」どちらかに✓印。旅券番号、発行年月日がわからない場合は、申請時に申し出てください。

委任される場合は、申請者本人が委任した日の日付を必ず記入してください。  
18歳以上の方は「5」と記入してください。  
住民票どおり正確に団地・アパートは名称・棟・号まで記入してください。  
勤務先等、昼間の連絡先を記入してください。

渡航中の緊急時に連絡がとれる国内の家族・親族・勤務先等を記入してください。(一緒に渡航しない人)  
外国の国籍を持っているかどうか✓印を記入してください。  
〈刑罰欄関係〉申請者本人がよく読んで✓印を記入してください。「はい」に該当する方は事前に必ず申し出てください。

●ヘボン式ローマ字について、次のものは特に誤りやすいので注意してください。  
《正しい表記》  
し SHI じち JI ちゃ CHA じゃ JA  
ち CHI しゃ SHA ちゅ CHU じゅ JU  
つ TSU しゅ SHU ちょ CHO じょ JO  
ふ FU しょ SHO りょ RYO  
撥音: B・M・Pの前にNの代りにMをおく (例)なんば NAMBA  
促音: 子音を重ねる (例)はっとり HATTORI  
長音: 記入しない (例)きりゅう KIRYU、ゆうこ YUKO、おた OTA、ようこ YOKO

出発予定日 令和 7年 5月 31日 ※主要渡航先での滞在期間  3ヶ月未満  3ヶ月以上

※ 次の各項目のいずれかに該当する場合には、該当する項目の□に✓印をつけた上で、下記の渡航目的及び渡航先を記入してください。  
①  表面の刑罰等関係欄に該当する事項がある場合 ②  旅券の二重発給を受けようとする場合

渡航目的 (具体的に) ※該当者のみ記入してください  
②の場合は、二重発給が必要な理由も記入  
今回の渡航先 (渡航先国名と、コード表を参照して国コードを記入してください)

旅券面の氏名表、申請書表面のヘボン式と異なる氏名表記を希望する場合、以下の氏名表記欄にローマ字大文字で記入してください。(姓と名のどちらか一方のみの記入も可。また、別名併記を希望する場合、戸籍上の氏名に続けて、前後を括弧で囲んで、括弧の中に別名を記入してください。)(別名併記の例) GAIMU (TANAKA)

姓 (姓) (名) 最大31字まで (別名を含む)  
注: 旅券面への表記可能な文字数は姓・名・スラッシュを合わせて37文字 (別名併記を除く) までです。記号(、・〜など)や、数字(II IIIなど)は入力できません。但し、別名併記の( )は記入可。

外務大臣 令和 7年 3月 31日  
大使 総領事 殿  
(過去5年以内に申請した前回旅券を受け取らず、その旅券が失効した場合は、通常より高い手数料を徴収します。)

法定代理人 (親権者、後見人など) 署名  
(申請者が未成年の場合は親権者や未成年後見人等の法定代理人署名が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人の法定代理人署名が必要で、署名は必ず本人が戸籍に記載のとおり、かき書体で行ってください。(署名が困難な場合を除く)。本人確認のために印鑑登録証明書を使用する場合は、押印が必要です。)

本人 (1歳でよい書類)  日本国旅券  戦傷病者手帳  (2点必要な書類) 以下の資格確認書  
確認欄  個人番号カード  電気工事士免状  国民健康保険  健康保険  介護保険証  年金証書等  船員手帳  無線従事者免許証  船員保険  後期高齢者医療  印鑑登録証明書及び実印  官公庁職員身分証明書  海技免状  官公庁職員身分証明書  身体障害者手帳 (偽造防止、写真付き)  その他  その他写真付きの身分証明書  一時帰国者  
官公庁記載欄  本人  代理  非ヘボン  別名  長音表記

### 申請書類等提出委任申出書

(法定代理人が申請者に代わって申請書類などを提出する場合には、本様式の提出は不要です)

私は旅券法第3条第6項の規定に基づき、下記の引受人を通じて旅券申請書類等を提出いたしたく、申し出ます。  
令和 7年 3月 31日  
引受人氏名 山田浩子 申請者との関係 妻  
引受人住所 鳥取市北町3丁目10番地1号

私は本件申請に係る必要書類等を申請者に代わり提出することを引き受けました。私が提出する申請者の所持人自署は本人自筆のもの (又は適正な記名) であること及び写真は本人のものに相違ないことを確認します。私は、過去5年間、旅券の不正取得に係ったことはありません。  
令和 7年 3月 31日 連絡先電話番号 0857 (26) 7080  
生年月日 明治・大正 (昭和) 平成・令和 43年 6月 1日

注意事項  
1. 申請者の指定した者が、代わりに申請書類などを提出する場合には、提出者本人を確認するに足る書類等を提示 (出) してください。  
2. この申請による旅券取得が日本国法令の罰則に該当する場合、申請者代わって必要書類などを提出した者も罰せられることがあります。

(別記第4号様式) 申請者本人が必ず記入してください。代理人(引受人)の方が記入してください。生年月日も記入してください。

出発予定日、渡航先での滞在期間を記入してください。  
申請者がヘボン式以外の表記をご希望の場合はここに記入してください。パスポートの旅券面にはここに記された表記が表示されます。  
※申請者の責任で家族の姓の表記を同一にしておく必要があります。

申請者が①未成年者の場合は親権者である父・母(養親・未成年後見人)、②成年被後見人の場合は後見人が署名してください。  
●①で記入する際の注意点として、父親が署名する場合は父親が、母親が署名する場合は母親が自己の氏名を署名してください。  
●親権者と子供の姓が異なる場合は、親の戸籍が必要となります。詳しくはお問合せください。

令和五年三月改正以降の様式を使用してください。古い様式のものでは申請できません。